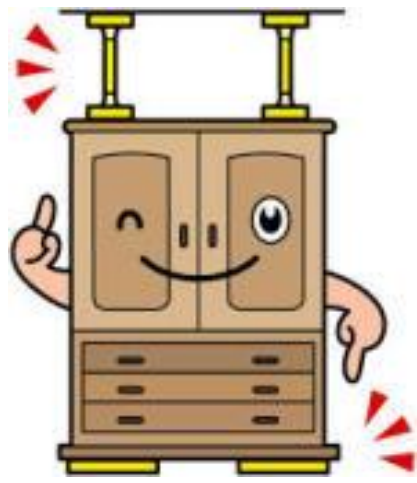


令和元年度



高知市家具等転倒防止 対策支援事業について

支援対象者の条件が大幅に緩和されました！

地震発生時における家具等の転倒や飛散による被害の防止を図るため、家具等転倒防止対策を推進・啓発しています。

家具等に転倒防止器具の取り付けを行う世帯に対し、転倒防止器具の取り付けを支援する事業を実施しています。

支援対象

高知市に居住し、住民登録を行っている者で構成する世帯

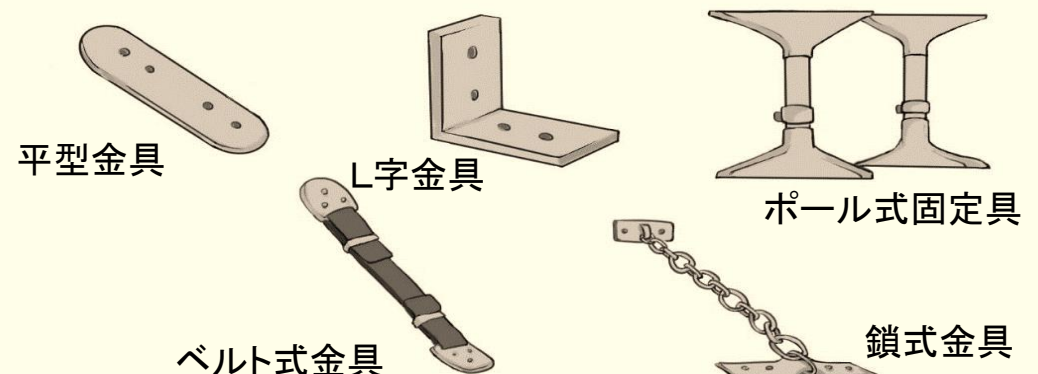
昨年度までは支援対象者を、高齢者や障害者等自分で取り付けを行うのが困難な方に限定していましたが、より多くの方が利用できる制度になりました！

転倒防止器具の選定と見積もり、そして器具の準備および取り付けを、高知市が業務委託する事業所が代行します。

※ 転倒防止器具購入代金については、申請者負担となります。

募集期間

令和元年7月1日(月)から
令和2年1月31日(金)まで



《転倒防止器具（一例）》

【高知市家具等転倒防止対策支援事業のながれ】

①「利用申請書」提出

(令和2年1月31日(金)締切) ※ただし、予算上の都合で早期に締め切る場合があります。

利用申請書(第1号様式)に記名・押印のうえ地域防災推進課に提出してください。郵送でも受付可能です。

※ 転倒防止器具を取り付ける建物が、申請者及び同一世帯の方所有するものではない場合は、「家具等転倒防止器具取付承諾書 (第2号様式)」が必要です。



②「利用決定通知書」到着



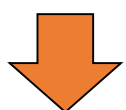
③事前調査日の調整

利用決定通知後、市が業務委託した事業所から、事前調査の日程について連絡します。



④事前調査

事前調査では、業務従事者が訪問して、転倒防止器具等の取り付け場所の確認・取付方法を検討します。その後、取付方法や器具代金の見積りについて説明を行い、器具取り付けの日程を調整します。



⑤転倒防止器具等取付

事前調査により取り付けが決まった転倒防止器具等を事業所が購入します。当該器具取付け完了後、代金を事業所の従事者に直接お支払ください。



タンス

本棚

食器棚

高知市家具等転倒防止対策支援事業について よくあるご質問にお答えします

問
1

器具の取り付けは、誰が行うのですか？

答

器具の取り付けは、市が委託した事業所が行います。

問
2

転倒防止器具は、自分で準備しないといけませんか？

答

器具は市が委託した事業所が準備します。代金を事業者にお支払ください。代金は約5000～3万円程度です。なお、自分で用意した器具の取り付けも可能です。

問
3

窓ガラスに、飛散防止フィルムを貼ってもらうことはできますか？

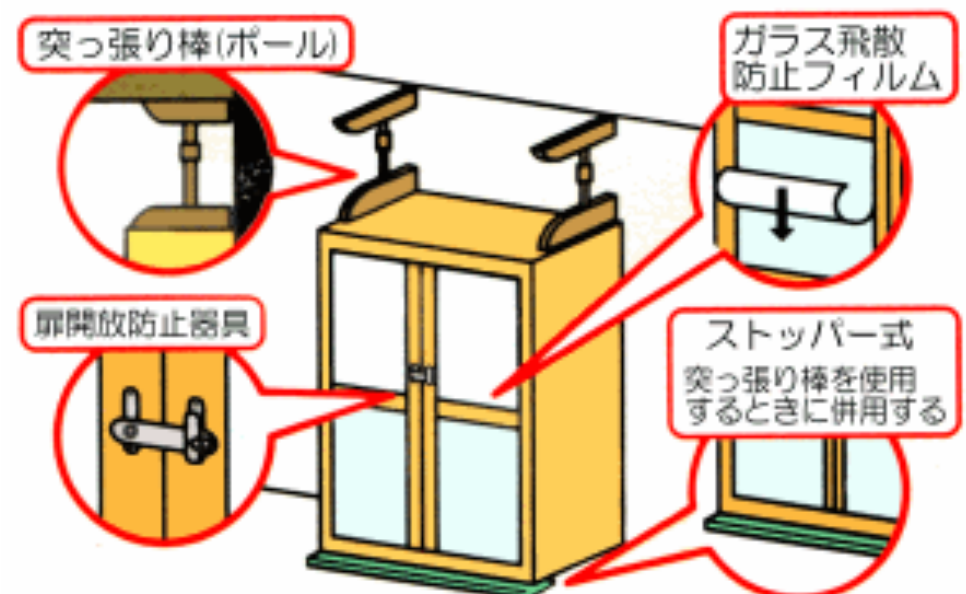
答

飛散防止フィルムは、食器棚のガラス戸等、家具に付随するガラスのみの貼り付けとなります。窓ガラスへの貼り付けはいたしておりません。

ご注意ください！

👉 器具の取り付けができる家具は5点までです。

ただし、特殊な家具など取り付けに時間を要する場合は、取付点数を制限する場合があります。



<転倒防止器具取り付けの一例>

【注意事項】

- この事業の利用は、1世帯あたり1回限りとなります。
これまでに当事業を利用したことがない世帯のみ申請いただけます。今年度利用した世帯は、来年度以降申請できません。
- 利用決定通知後、高知市が業務を委託した事業所から、事前調査・取り付けの日程調整等についてご連絡いたします。
- 事前調査・取り付けの際は、申請者の立会いが必要です。
- 取り付け支援ができる家具等の個数は最大で5点までです。ただし、特殊な形状の家具等、取り付けに時間を要する場合は、
取り付け点数を制限する場合があります。
- ガラス飛散防止フィルムについては、食器棚のガラス戸等、家具に付随するガラスへの貼り付けとなるため、窓ガラスへの貼り付けはできません。（この貼付作業は時間を要するため、他の家具の取付点数を制限する場合があります。）
- 器具の取り付けに際してはネジ等で連結しますので、家具等が傷つくことをご承知ください。
- 建物の構造や家具の配置状況によっては、器具が取り付けられない場合があります。
- 器具の取り付け完了後における家具等の移動、転倒防止器具の取り外しは、自己の責任で行ってください。



【お問合せ・お申込】

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-45

総合あんしんセンター5階

高知市地域防災推進課

TEL 088-823-9040

FAX 088-823-9008